

法政大学ラグビーOBクラブ規約

第一章 名称と所在地

第1条、本会は、法政大学ラグビーOBクラブ(HROBに略称)と称し、事務局を東京都八王子市寺田町1017-1 法政大学ラグビー部不ニヶ丘寮に置く

第二章 目的

第2条、本会は、ラグビーフットボールを通じ会員相互の親睦を密にすると共に、法政大学ラグビー部を後援指導することを目的とする

第三章 事業

第3条、本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う

1. HROBチームを編成する
2. 法政大学ラグビー部の監督及びコーチを学校側の要請に応じて推薦する。監督及びコーチに継続に対する疑義が発生した際に大学側に上申する。
3. その他前条の目的を達成するための事業

第四章 会員

第4条、本会は、会員と賛助会員をもって構成する

第5条、会員の資格は法政大学ラグビー部出身者とする 但し会員に不都合な行為があった場合、役員・幹事会の審議を経て会員を懲戒することができる 除名については役員・幹事会の審議を経て総会にて会長が除名することが出来る (※復員について：役員・幹事会の審議をへて承認され、復員とする。)

第6条、賛助会員については別に定める

第五章 組織

第7条、本会は、本部と各支部からなり、本部が各支部を統括する

第8条、支部として 1、北海道 2、東北 3、関東 4、東海 5、関西 6、中国 7、四国 8、九州 の各支部を置く 各支部の管轄については、別に定める

第9条、各支部に支部長を置く。支部長は役員とするが、北海道・東北は2支部で役員1名とする。関東支部長は本部役員の内、1名が兼務する。

第六章 役員及び幹事

第10条、本会は次の役員を置く

1. 会長 1名、2. 副会長 若干名、3. 支部長 7名、4. 会計監査 1～2名、5. 幹事長 1名

第11条、幹事会は幹事長の下に以下の幹事を置く

1. 副幹事長 若干名、2. 事務局長 1名、3. 副事務局長 若干名、4. 書記 若干名、5. 年代幹事 若干名

第12条、選任

1. 会長は、本会を構成する会員（議決権を有する者）のうちから役員会が候補者1名を推薦し、総会において決定する
2. 副会長は会員（議決権を有する者）のうちから役員・幹事会の推薦を経て総会で決定する

3. 支部長は支部役員の互選により支部の推薦を経て総会において決定する
4. 会計監査は会員（議決権を有する者）のうちから幹事会の推薦を経て総会でその推薦を決定する。ただし幹事を兼任することはできない
5. 幹事は会員（議決権を有する者）のうちから総会の互選で選出する
6. 幹事は幹事会を組織し、互選により幹事長を選任する
7. 副幹事長、事務局長、副事務局長、書記も幹事会の互選により選任する

第13条、職務

1. 会長は、会務を統理し本会を代表する
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、役員会であらかじめ指名した順序でその職務を代行する
3. 支部長は支部を統括し支部業務全般をする
4. 会計監査は本会の会計監査にあたる
5. 幹事長は、本会の業務全般をする
6. 副幹事長は、幹事長を補佐し、業務全般を掌理する
7. 幹事は、本会の目的遂行のため各委員会を設ける委員会に属する

第14条、任期

1. 本会の役員、幹事（事務局）の各職務の任期は2年1期とする。夫々の役職に就任してから、原則として連続の嘱任は2期を限度とする
2. 転勤その他やむを得ない事情により、欠員が生じた時は、会長は役員・幹事会が推薦した候補者から補充することができる。その任期は前任者の残任期間とする。
3. クラブ運営上支障が生ずる恐れがあると会長が判断した時は3期目に限り選任することができる。

第15条、解任

1. 次の各号の一に該当するときは、役員・幹事会の決議によりこれを解任することができる
 - 1 職務の遂行にたえないと認めるとき
 - 2 職務上の義務違反、その他役員たるにふさわしくない行為があると認められたとき

第七章 機関

第16条、本会に、次の機関を置く

- (1)総会 (2)役員会 (3)幹事会 (4)委員会 (5)監督推薦委員会
(6)コーチ選定評議会

(1)総会

- 1 総会は、最高決議機関であって、毎会計年度終了後2ヶ月以内に開催しなければならない。但し、会長が必要と認めた場合、または役員の過半数の請求があった場合は臨時総会を招集することか出来る
- 2 総会は、会員（議決権を有する者）の3分の1以上の出席（委任状も含む）をもって成立する
- 3 総会の議決は、出席会員（議決権を有する者）の過半数の賛成を必要とする。但し会則の改廃、及びその他重要な事項は、出席会員（委任状も含む）の3分の2以上の賛成を必要とする

(2)役員会

1. 役員会は、会長が招集し本会の運営に重要な事項に関し各人より意見具申を受けその意向をまとめ幹事会に申し渡す
2. 役員会は、総会の前に幹事会と総会の案件、その他事項に関し会議を開き総会における議事が円滑に進行するための準備を行う

(3)幹事会

1. 幹事会は、本会の業務を企画・実行する。但し、重要事項については役員会の承認を経たうえ総会での決議を要する

2. 幹事会は、原則として毎月1回以上開かねばならない
3. 幹事会は、会計年度に収支決算表を作り、会計監事の監査を経たうえで、総会の承認を受けなければならない

(4)委員会

委員会として本会の目的を円滑に進めるために、1、財務委員会 2、技術委員会 3、就職指導委員会 4、広報委員会 5、セレクション委員会 を設ける。

各委員会の委員長は、総会において年度毎の活動報告及び次年度の活動計画を報告する

1. 財務委員会は、本会の財務計画・管理・会費等の納入推進を行う
2. 技術委員会は、コーチを中心として技術指導を行い、監督を補佐する。又新入部員のセレクション・コミュニティ、メディカルも兼ねる。重大なる事態の発生時は直ちに、その対応に当たる
3. 就職委員会は、学生の就職対策を重点に企業への対応、学校就職部と役員・幹事会への連絡を図る
4. 広報委員会は、OBと現役との連絡を密にし、情報を各OBに克明に伝達するため会報を発行する
5. セレクション委員会は、セレクション委員長1名、各支部に1名以上のセレクトターを必ず置く。補強に関する計画・経緯を明確に役員・幹事会へ報告すること
 (セレクション委員会は、総会終了後決定された監督・コーチと前シーズンの反省・強化部分と次シーズン状況のすり合わせを行うこととする
 その上で、スケジュールを立て、視察可能試合(全国大会、選抜全国大会、各地区大会、国体、等々)を通じ、情報収集する
 日本協会・関東協会・関西協会・九州協会・各都道府県協会主催のスケジュール、学校スケジュールを把握する
 部長・監督・コーチ、セレクション委員会は、常に情報交換し活動をする)

(5)監督推薦委員会

監督推薦委員会は、会長、副会長、幹事長、副幹事長、事務局長、副事務局長、支部長(第9条にて役員と定められた者)、技術委員長、セレコン委員長のメンバーで構成する
 監督推薦委員会は、目標達成すべく監督・コーチ・スタッフが活動されているか把握すること

(6)コーチ選定評議会

コーチ選定評議会は、会長、副会長、幹事長、副幹事長、事務局長、副事務局長、支部長(第9条にて役員と定められた者)、技術委員長、セレコン委員長、前監督、新監督のメンバーで構成する。支部長の意向は、支部総括の担当副会長が各支部の意向を統括し出席する支部長の出席は副会長が代行することとする

第八章 支部の管轄

第五章第8条に基づき各支部の管轄を下記のとおり定める

北海道支部	北海道
東北支部	福島、宮城、山形、秋田、岩手、青森
関東支部(本部)	東京、千葉、埼玉、神奈川、群馬、栃木、茨城、新潟、長野、石川、富山、山梨
東海支部	静岡、愛知、岐阜、三重
関西支部	大阪、滋賀、京都、奈良、和歌山、兵庫、福井
中国支部	山口、広島、島根、鳥取、岡山
四国支部	香川、徳島、愛媛、高知
九州支部	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

第九章 規約の変更及び廃止

第17条、この規約変更は、総会において出席会員(議決権を有する者)の3分の2以上の議決を経なければならない

第18条、この規約廃止は、総会において出席会員(議決権を有する者)の3分の2以上の議決を経なければならない

第十章 細則

第19条、本規定を円滑に運用するために必要な細則を定めることができる

第20条、細則は役員・幹事会が提案し総会において承認する

第十一章 附 則

第21条、本規約は、平成17年2月27日総会において一部改正

第22条、本規約は、平成17年2月27日から施行する

第23条、本規約は、平成21年2月22日総会において一部改正

第24条、本規約は、平成21年2月22日から施行する

第25条、本規約は、平成23年2月27日総会において一部改正

第26条、本規約は、平成23年2月27日から施行する

第27条、本規約は、平成24年2月26日総会において一部改正

第28条、本規約は、平成24年2月26日から施行する

第29条、本規約は、平成31年2月24日総会において一部改正（第16条（1）総会）

第30条、本規約は、平成31年2月24日から施行する

第3条2. 本規約は、令和4年12月4日から施行する

賛助会員規約

法政大学ラグビー部OBクラブ規約第四章第6条に基づき次の規約を設ける

第1条 賛助会員として、一般会員と特別賛助会員を置く

第2条 一般賛助会員は、法政大学ラグビー部・及びHROBの目的、事業を理解し積極的に支援する者で、会員二名以上の推薦により、役員会で承認した者、学生(ラグビー部員)の父兄及び卒業生(ラグビー部員)の父兄も、その資格を有す

第3条 特別賛助会員は、法政大学ラグビー部、部長を努めた方、及びこれと同等に貢献のあった者で役員会が承認したもの

第4条 賛助会員は、議決権を有しない

第5条 会費は法政大学ラグビーOBクラブ規約を準用する但し、一般賛助会員で会費を二ヶ年以上滞納した者は、退会した者とみなす

第6条 一般賛助会員資格喪失 OB会決定事項について著しくあらぬ行為・言動があると認められた場合は、役員幹事会の承認を経てその資格を剥奪するものとする

法政大学ラグビーOBクラブ規約施行細則

第1条 本会の年会費は、1口10,000円とし原則として当該年度の12月末まで納入するものとする

第2条 本会会員の年会費が5年以上未納の場合、会報及び案内文章を役員・幹事会の決定に基づき配布しない場合がある

第3条 次の者に慶弔金及び見舞金を贈呈することが出来る

- (1) 本会会員
- (2) 本会の発展に功労のあった者
- (3) その他、役員・幹事会が必要と認めた者

第4条 贈呈条件は、次のとおりとする

- (1) 死亡
- (2) その他、役員・幹事会が必要と認めた場合

第5条 第三条に基づいて、その額は役員・幹事会において決める。但し同類の品物を似て代用することができる

第6条 本会に、顧問若干名を置くことが出来る

第7条 顧問は歴代会長が担当し、顧問会議で決定された議案を役員・幹事会に助言・建議等を行う

第8条 顧問は、役員・幹事会で審議決定し会長がこれを委嘱する

第9条 特別賛助会員の中からアドバイザーを選出することができる

第10条 個人情報の取扱いについて、会員の同意を得ない会員データの第三者提供を原則禁止する

第11条 期中における幹事の追加変更は、幹事会による承認を経て設置し、次回総会で選出する

第12条 委任状の送付先は幹事長もしくは事務局長宛とし、集計は総会前の役員・幹事会にて行う
総会での決議投票結果が小差の場合、役員・幹事から4名を選出し、再集計を行う

第13条 総会は、原則として会議にてより開催し決議するが、災害その他止むを得ない事情がある場合には、書面総会、WEB総会など役員会が定める方法により、会議と併用してもしくは会議を開かず行うことができる

- 第14条 役員は、幹事会事務局における実働経験が原則累計4年以上とし、業務を理解している人物であることを条件とする
- 第15条 役員幹事の定年は、幹事会事務局を原則65歳、役員を75歳とする
- 第16条 ラグビー基金は、一般会計とは区分し、特別会計として運営を行う。大口の寄付(概ね30万円以上を目的)があり、先方から基金入金指定があった場合、又は役員・幹事会で資金の性格を判断のうえ、基金に繰り入れを行う。支出については、役員・幹事会で協議し、OB会運営資金等に充当する
- 第17条 各支部は、活動に係る運営費を軽減する目的で、各支部の活動により納入した会費納入人数に応じて、本部より1人につき3千円をキックバックする。期中転居者を除き、会費納入者は当該地区に居住している者を対象とする。会計年度末に活動報告書を作成、各行事の参加人数等を明らかにすると共に支部援助金の算出根拠となる名簿を財務委員会に提出しなければならない。活動報告書及び支部援助金・算出根拠となる名簿は総会資料に組み入れる

附 則

本細則は、平成17年2月27日から施行する

本細則は、平成21年2月22日から施行する

本細則は、令和3年2月27日から施行する(第11条・第12条・第13条追加)

本細則は、令和4年2月27日から施行する(第14条・第15条・第16条・第17条追加)